（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　前条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「新地方税法」という。）附則第十五条第二十一項の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に取得される同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する施行日の属する年の翌年の一月一日（施行日が一月一日である場合には、同日。以下この条において同じ。）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和二年四月一日から施行日の前日までの間に取得された前条の規定による改正前の地方税法（次項において「旧地方税法」という。）附則第十五条第二十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

２　新地方税法附則第十五条第二十八項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する施行日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間に取得された旧地方税法附則第十五条第二十八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

３　新地方税法附則第十五条第四十五項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する償却資産に対して課する施行日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（自衛隊法及び都市計画法の一部改正）

第七条　次に掲げる法律の規定中「第四十条第一項」の下に「（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

一　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の八第四項

二　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十三条第一項第一号イ

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正）

第八条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ト中「第五十条第一項」を「第四十八条の三第一項」に、「第五十条の二第一項第一号」を「第四十八条の四第一項第一号」に改める。

第九条第一項第一号中「第五十条の二第六項第一号」を「第四十八条の四第六項第一号」に改める。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

法律第八十八号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二十四条の二第二項中「十四万二千百円」を「十四万六千円」に改める。

第二十五条第二項中「十一万七千円」を「十二万二百円」に改め、同条第三項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二十五条の二第二項中「十万三千七百円」を「十万六千九百円」に改め、同条第三項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）

職務の級 / 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額
1	207,400円	332,200円
2	209,100	334,400
3	210,700	336,500
4	212,400	338,500
5	214,200	340,600
6	215,800	342,400
7	217,500	344,200
8	219,100	345,800
9	220,900	347,500
10	222,800	349,600
11	224,700	351,700
12	226,600	353,800
13	228,100	355,900
14	230,100	357,900
15	232,100	359,900
16	234,100	361,900
17	235,900	363,500
18	238,600	365,400
19	241,300	367,200
20	244,000	369,200
21	246,600	370,800
22	249,400	372,700
23	252,000	374,500
24	254,700	376,400

職員の区分

総務大臣　寺田　稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　浜田　靖一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一